

# 森林経営計画管理システム取扱要領

令和2年1月27日制定

令和3年4月15日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、長野県（以下「県」という。）が作成した森林経営計画管理システム（以下「システム」という。）及びこのシステムで利用する森林経営計画の作成について、県の機関以外の導入者への提供及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(提供物件)

第2 県が提供するシステムは、森林経営計画管理システムに係るプログラム等（以下、「プログラム」という。）とする。なお、提供物件の著作権は長野県に帰属するものであり、この提供によって移転するものではない。

森林簿データの提供は、個人情報等の取り扱いに鑑み、長野県森林情報資産取扱要領第24の規定（平成22年4月1日施行）により使用交付申請をし、適正に管理するものとする。

(導入者)

第3 このシステムを導入できる者は、次に掲げる者とする。

- 1 市町村
- 2 森林経営計画作成者

(システムの導入)

第4 システムの導入にかかる承認の手続きは次の各号により行うものとする。

- 1 第3の2のシステム導入希望者は、森林経営計画管理システム導入申請書（様式1）及びシステムを送付するのに必要な未開封の光ディスク（CD-R等）及び返信用封筒、切手を提出するものとする。
- 2 この場合知事は、システムを導入しようとする者が森林経営計画作成のための利用を目的とし、個人情報の取扱いに関し適正管理及び情報漏えい防止を図る旨誓約した場合のみ承認するものとする。  
なお、システムを導入しようとする者が、営利目的で販売するおそれがあると認められる場合は承認しないものとする。
- 3 知事は、1の申請書を審査し、適当と認めた場合は、承認書（様式2）を交付し、システムを提供するものとする。

(システムの推奨環境)

第5 システムを導入するパソコンの推奨環境は、次のとおりとする。

項番	種別		スペック
1	PC	プロセッサ(CPU)	Intel CORE i5 以上
2		実装メモリ(RAM)	8GB以上
3		その他	USBポート 3口以上
			DVD-RWドライブ付
4	モニタサイズ	24inch (23.8inch)	
5	OS	OS	Windows 10 Professional (64bit)
6	ソフト	Office	Office 2016 Professional (32bit)

(システムの管理)

第6 システムを導入した者は、次の各号によりシステムを管理しなければならない。

1 個人情報の管理・情報漏えい防止に関すること

システムを利用する者は、長野県森林情報資産取扱要領第24に規定する申請に基づき、森林簿等個人情報を利用管理するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、長野県個人情報保護条例(平成3年3月14日制定)ほか関係法令等に基づき適正に情報管理を実施し、情報の漏えい防止管理を特に行うこと。

2 システムに取込んだ、森林簿データの情報に修正等の必要がある場合は、森林地理情報システム(以下「森林GIS」という)による変更を行うものとし、森林GISによる変更が実施できない者は、長野県森林経営計画業務実施要領第2の(7)に規定する森林簿等修正報告書により報告すること。

3 システムは森林経営計画作成の目的以外に使用しないこと。

4 システムの全部又は一部の改変、複写及び解析を行ってはならない。

5 システムの全部又は一部を第三者に転貸し、又は使用权を譲渡してはならない。

6 県はシステムの保守について、支援機関と契約することができるものとする。

7 県は第5の規定による推奨環境で発生するプログラムのエラーについて、プログラムを変更しなければならない。

(システムの変更)

第7 県は、プログラムの変更を行ったときは、導入者にその変更後のシステムを提供するものとする。

(システムの使用廃止)

第8 第4の規定によりシステムを導入した者が、システムの使用を廃止したときは、森林経営計画管理システム使用廃止届出書(様式3)を知事に提出するとともに、導入したシステムを全て消去又は抹消するものとする。

(附 則)

- 1 この要領は、令和2年1月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和3年4月15日から施行する。

(様式1)

## 森林経営計画管理システム導入申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請者 住所  
氏名  
(電話番号)

森林経営計画管理システムの導入について、申請します。  
なお、森林簿における個人情報の適正な管理を行い、情報漏えいを行わないことを誓います。

- ※1 返信に必要な未開封の「CD-R」及び「返信用封筒」「返信用切手」を添付してください。
- 2 1つの事業体において複数の端末にインストールする場合は、導入する全ての支所等を記載して下さい。

(様式2)

番 号  
年 月 日

様

長野県知事 印

### 森林経営計画管理システム導入の承認について(通知)

年 月 日付で申請のあった森林経営計画管理システムの導入について、下記のとおり承認します。

#### 記

##### 1 導入の条件

- (1) 森林経営計画管理システムは、森林経営計画作成の目的以外に使用しないこと。
- (2) 森林経営計画管理システム取扱要領に基づき、適正に管理を行うこと。
- (3) 森林簿等個人情報の取り扱いは、長野県森林情報資産取扱要領等により管理を行い、情報の適正管理及び漏えい防止を行うこと。
- (4) システム等の欠陥により発生した直接的、間接的な損害に対して、長野県が一切の責任を負わないことを承諾し、損害賠償等の請求は行わないこと。
- (5) 前項のほか、導入後にシステム等に隠れた瑕疵が判明しても長野県に対して損害賠償等の請求等は行わないこと。
- (6) 承認事項及び導入の条件は遵守すること。これらに違反するときは、承認を取り消すことがある。
- (7) システムを使用しなくなった場合は、速やかに森林経営計画管理システム使用廃止届出書を提出し、システム等を全て消去すること。

##### 2 情報の変更について

システムに取込んだ、森林簿データの情報に修正等の必要がある場合は、森林地理情報システム（以下「森林GIS」という）による変更を行うものとし、森林GISによる変更が実施できない者は、長野県森林経営計画業務実施要領第2の(7)に規定する森林簿等修正報告書により報告すること。

(様式3)

## 森林経営計画管理システム使用廃止届出書

年 月 日

長野県知事

様

申請者 住所  
氏名  
(電話番号)

森林経営計画管理システムについて、下記のとおり使用を中止しました。

### 記

- 1 使用を廃止した年月日  
年 月 日
- 2 使用を廃止した理由
- 3 森林経営計画管理システム（森林簿データを含む）の消去  
年 月 日消去済み

※システムをアンインストールしただけではデータを消去できません。  
必ずCドライブ¥Shinringisを削除してください。